

第3次周南市まちづくり総合計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名称

第3次周南市まちづくり総合計画策定支援業務

2. 業務目的

本市では、「第2次周南市まちづくり総合計画」及び「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和6年度で終了することから、これまで別々に策定していた両計画を一体的に策定する。

策定にあたっては、令和5、6年度の2か年をかけて、令和7年度から令和16年度までを期間とする「基本構想」と令和7年度から令和11年度までを期間とする「前期基本計画」を策定し、「前期基本計画」に「次期総合戦略」を包含させ、さらに将来の人口推計を行い、一体的な計画とする。

本業務は、令和5年度において、高い専門性と豊富な経験等を有する事業者により以下の計画策定支援業務を委託し、策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

3. 履行場所

周南市内

4. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 業務内容

(1) 社会の潮流と基本認識についての調査分析

社会情勢及び本市の課題の整理、分析を行うこと。

(2) 地域経済の動向に関する調査分析

地域経済分析等を踏まえて人口減少が本市の地域経済に与える影響について、各種統計データ等を用いて整理、分析を行うこと。

(3) 市民の意識の調査分析

市民のニーズ及び満足度等を把握するため、市民アンケートを実施し、調査結果の分析を行うこと。

(4) 人口の将来推計に必要な情報の収集、整理、分析

次のとおり情報の収集、整理及び分析を行い、周南市人口ビジョン（仮）を作成すること。

ア 人口の現状分析

イ 人口の変化が地域に与える影響の分析

ウ 人口の将来展望に必要な調査、分析

必要な情報として、以下の調査を実施すること。

- ・結婚、出産、子育てに関する意識調査
 - ・移住、定住に関する意識調査
 - ・進路に関する意識調査（対象は周南市内の高校に通う高校3年生及び周南公立大学生）
- エ 周南市人口ビジョン（仮）の作成

上記（3）及び（4）ウの調査については原則紙媒体で調査を実施するものとするが、デジタル技術を活用した調査も可能とする。その場合は、事前に市と協議をすること。

上記（3）及び（4）ウの業務について、市と受託者の役割分担は以下のとおりとする。

市	受託者
<ul style="list-style-type: none"> ・調査票案の検討、確定 ・調査票の印刷、製本 ・発送、返送用封筒の印刷 ・調査票の封入、封緘 ・条件に適合した調査対象者の無作為抽出 ・宛名ラベルの作成及び貼り付け ・発送、返送にかかる郵送料負担 ・発送時（郵便局へ持参）、返送時（料金受取人払）に係る手続き ・返送された調査票の送付（市に届いたものを受託者へ送付） ・調査結果報告書案の検討、確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票案の作成、修正 ・調査対象者の条件設定 ・返送された調査票の管理 ・返送された調査票の開封 ・回答の入力 ・自由記述回答の入力 ・調査結果の分析 ・調査結果報告書案の作成、修正及び完成版データの納品

（5）総合戦略を含めた総合計画の構成や体系案に関する助言、提案

誰が見てもわかりやすく、伝わりやすい総合計画とするため、また、業務目的にあるとおり、前期基本計画に総合戦略を包含した計画策定とすることから、総合戦略を含めた総合計画の構成や体系に関する助言、提案を行うこと。

なお、上記業務内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案を行うこと。

6. 成果品

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| （1）「5.（1）から（4）」の内容についての詳細な調査分析結果報告書 | 1部（紙媒体） |
| （2）「5.（3）及び（4）ウ」の内容についての詳細な集計結果報告書 | 1部（紙媒体） |
| （3）周南市人口ビジョン（仮） | 1部（紙媒体） |
| （4）上記（1）から（3）の電子データ | 一式 |

上記（2）及び（3）については、過去の実施データを企画課のホームページに掲載している。なお、成果品納入までの間に、中間報告を求めることがあるので、随時対応すること。

7. その他

- (1) 委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。
- (2) 成果品の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利は市に属するものとする。
- (3) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (4) 資料及び報告書等は、見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう心掛け簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、グラフや表等を必要に応じて作成し、レイアウト等にも配慮すること。
- (5) 本業務の詳細については、市の指示に従うものとし、業務の遂行上、疑義が生じた場合には、市と受託者において、その都度協議することとする。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令等の遵守

関連する法規がある場合は当該法規を遵守するとともに、中立的・客観的に委託業務を遂行すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、周南市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

ア 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の解除ができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行わなければならない。

イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了後若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅滞なく提供しなければならない。

(6) 暴力団等による不当介入への対応について

- ア 受託者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び周南警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- イ 受託者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

9. 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務概要を示すもので、目的達成のために必要と考えられる事業者の提案内容を制限するものではない。